扶桑町監査公表第2号

随時 (財産管理) 監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月3日

扶桑町監査委員 水 野 敏 夫

扶桑町監査委員 杉 浦 敏 男

1. 監査の対象

- ①高雄公園
- ②柏森駅前公園

2. 監査実施日

令和5年9月29日(金)

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち、上記施設について、施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、 関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

①高雄公園

所在地 扶桑町大字高雄字中海道224番地 (他4筆)

概 要 土地4,649.00㎡

中海道225番のみ借地 土地借地料 (95円/㎡)

建物10.80㎡

②柏森駅前公園

所在地 扶桑町大字柏森字西前137番地 (他3筆)

概 要 土地2,369.1㎡ 全て町所有

建物 5. 29 ㎡

5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おおむね 良好に管理され運営されていた。